



産婦健診委託医療機関以外で出産される方へ

長与町では、委託している医療機関で産婦健診を受ける方へ費用の助成をしています。

委託医療機関以外で受診される方には申請手続きにより償還払いにて助成していますので、下記の必要書類を添えて提出または郵送してください。

助成対象：R4年4月1日以降に産婦健康診査を受診した方

提出期限：当該申請に係る健康診査を受診した日から3か月以内

1. 必要書類

- (1) 産婦健康診査費助成申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 長与町産婦健康診査受診票又は受診結果が確認できるもの
- (3) エジンバラ産後うつ病問診票
- (4) 委託外医療機関で受診したときの領収書

※(2)(3)については別紙の各医療機関代表者様宛「産婦健康診査の実施について(お願い)」を受診時に提出し、内容を記入したものを受け取ってください。

2. 助成方法

上記(1)～(4)をこども政策課で確認後、(1)に記載の口座へ振り込みます。

3. 助成回数

1人につき2回

(1回目：おおむね産後2週間　2回目：おおむね産後4週間)

4. 助成金額

1回につき、上限5,000円以内

(健診費用が5,000円未満の場合は実際にかかった金額まで)

(問い合わせ先)

長与町役場こども政策課 母子保健係

〒851-2185 西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1

TEL:095-801-5881

